

信託会社等の 説明義務と行為規制とは？

制度調査部
中田 綾

信託業法の改正

【要約】

6月に閉会した通常国会（第159回）で提出され、現在、衆議院で審議中の「信託業法案」が、今国会で成立する可能性が高い。

信託業法案では、信託会社が遵守すべき信託商品の販売・勧誘ルールが新たに定められている。また、信託会社に課される各種規制の実効性を確保するため 報告徴求権、 検査権や 行政命令権が規定されている。

本稿では、販売・勧誘に関する規定を中心に、信託業法の改正についてまとめた。

Q1．信託業法の改正の背景にはどんなことがあるのか。

明治39年に「東京信託株式会社」が設立されて以来、信託会社の設立が相次ぎ、大正10年には487社もの信託会社が設立されていた。しかし、実際に信託業を営む会社はほとんどなく、貸金業など全く無関係の活動を行う会社が多かった。

そこで、乱立する信託会社(業者)を取り締まり、信託制度の健全性を確保することを目的として、大正11年に「信託法」及び「信託業法」が公布、同12年施行された。信託業法に基づき信託会社の免許申請を受けた信託会社は、昭和3年には37社となった。その後も信託会社が増加することはなく、金融恐慌や戦争などの影響から昭和13年には28社にまで減少する。

戦時体制の下、信託会社と銀行を合併させ信託銀行の経営基盤を安定させるために、昭和18年、『普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律』（平成4年に現行の『金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」）』に名称が変更された）が施行された。その結果、普通銀行と合併する動きが加速した。

戦後、銀行業と信託業を営むことが可能となると信託会社は一斉に信託銀行に転換し、専門の信託会社は消滅し、現在に至るまで信託業法に基づき免許を取得した信託会社は存在していない。兼営法に基づき免許を取得し、認可を得て信託業務を営む金融機関が存在するのみである。

知的財産権のグループ企業内での一元的な管理、事業会社による多様な信託会社の提供などの要望が高まると共に、このような状況を是正する必要性が認識され、受託可能財産の範囲の拡大も求められるようになる。

これらのニーズに対応するために検討が重ねられ、平成15年7月28日、金融審議会金融分科会より「信託業のあり方に関する中間報告」が公表され、平成16年3月5日、第159回国会に「信託業法案」が提出されるに至った。同法案は、現在、衆議院で審議中となっている。



【信託業法の改正をめぐる動き】

平成 15 年 3 月 5 月 7 月	経済産業省 産業構造審議会 知的財産戦略本部 金融審議会	「知的財産の信託に関する緊急提言」 「知的財産の信託事業に関する第二次緊急提言」 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」 「信託業のあり方に関する中間報告書」
---------------------------	---------------------------------------	---

Q 2 . 信託会社が遵守すべき信託商品の販売・勧誘ルールとはどのようなものか？

「金融商品の販売等に関する法律」や「消費者契約法」などその他の金融法では、金融商品の購入者を保護するための規則が整備されている。しかし、現行信託業法では、信託商品の販売や勧誘を行う際の説明義務や行為規制に関する規定は定められていない。

信託業務においても同様の規則が遵守されるべきである。そこで、今回の信託業法案において、表【説明義務と行為規則】のような規定が新たに定められている。

信 託 業	<p>信託の引受けに係る行為準則（24条） 信託会社は、信託の引受けに関して、次の行為をしてはならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託者に虚偽のことを告げる行為 ・委託者に対する断定的判断の提供 ・確実であると誤解させる恐れのあることを告げる行為 ・委託者、受益者、第三者に対する特別利益の提供 (第三者に特別の利益の提供を約させ、これを提供させる行為を含む) ・委託者、受益者、第三者に対する損失補填 ・その他内閣府令で定める行為 <p>信託会社は、委託者の知識・経験・及び財産の状況に照らして適切な信託の引き受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない</p> <p>信託財産に係る行為準則（29条） 全面禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常と異なる、信託財産に損害を与えることとなる条件での取引 ・信託の目的、信託財産の状況、管理、処分の方針に照らし不必要な取引 ・信託財産に関する情報を利用して、自己又は信託財産にかかる受益者以外の者の利益を図る目的の取引（内閣府令で定めるものを除く） <p>条件付禁止（信託契約において次に掲げる取引を行う旨、及び当該取引の概要について定めがあり、かつ信託財産に損害を与える恐れがない場合は可^(注1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己又はその利害関係人と信託財産の取引 ・一つの信託財産とそれ以外の信託財産との取引
信託代理業	<p>顧客に対する説明（74条） 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理または媒介を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属信託会社の商号 ・信託契約の締結を代理するか媒介するかの別 ・その他内閣府令で定める事項 <p>24条の準用（76条）</p>

信託受益権 販売業	<p>信託受益権の内容の説明（94条） 信託受益権販売業者は、信託受益権の販売等を行うときは、あらかじめ、顧客に対して次の事項を説明しなければならない。ただし、顧客の保護に支障を生ずることがない場合として、内閣府令で定める場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託財産の種類、信託期間、信託財産の管理・処分方法などに関する事項 ・ 信託財産の管理、処分の権限を有する者及び権限の内容に関する事項 ・ 信託の設定時における信託財産の有無、その他信託財産の評価に関する事項 ・ 信託行為において定められる信託受益権の譲渡手続きに関する事項 ・ その他内閣府令で定める事項 <p>第24条の準用（96条）</p>
----------------------	---

さらに信託会社がこれらの規則を遵守し、健全に信託業務が遂行されるようにするための、金融庁による信託会社等の立入検査や業務改善命令の監督規定も整備されている。

信託業	<p>立入検査（42条） 信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、(1)信託会社、(2)信託会社と取引する者、(3)信託会社を子会社とする持株会社に対して、</p> <p>(a)信託会社の業務・財産に関して参考となる資料の提出、または (b)信託会社の営業所・その他の施設・信託会社を子会社とする持株会社の営業所もしくは事務所に立ち入らせ、これらの業務・財産の状況に関して質問させ、もしくは帳簿書類・その他の物権を検査させる</p> <p>信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その必要の限度において、(1)主要株主、(2)信託会社を子会社とする持株会社の主要株主に対して、</p> <p>(a)主要株主の届出信託会社の業務・財産に関して参考となる資料の提出、または (b)主要株主の営業所もしくは事務所に立ち入らせ、信託会社の業務・財産の状況に関して質問させ、もしくは帳簿書類・その他の物権を検査させる</p> <p>業務改善命令（43条） 信託会社の業務・財産の状況に照らして、信託会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、信託会社に対し、次の措置を命じることができる。</p> <p>(a)業務方法書の変更 (b)財産の供託 (c)その他業務の運営・財産の状況の改善に必要な措置</p> <p>監督上の処分（44・45条） 信託会社の(1)免許・登録を取り消し、または(2)6ヶ月以内の期間を定めて義務の全部もしくは一部の停止を命じることができる。</p>
信託代理業	<p>立入検査（80条） 信託代理店の信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、(1)信託代理店、(2)信託代理店と取引する者に対して、</p> <p>(a)信託契約代理店の業務・財産に関して参考となる資料の提出、または (b)信託契約代理店の営業所もしくは事務所に立ち入らせ、これらの業務の状況に関して質問させ、帳簿書類・その他の物権を検査させる</p> <p>業務改善命令（81条） 信託契約代理店の業務の状況に照らして、信託契約代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、信託契約代理店に対し、次の措置を命じることができる。</p> <p>(a)業務方法書の変更 (b)その他業務の運営の改善に必要な措置</p> <p>監督上の処分（82条） 信託契約代理店の(1)登録を取り消し、または(2)6ヶ月以内の期間を定めて義務の全部もしくは一部の停止を命じることができる。</p>

信託受益権 販売業	<p>立入検査 (100 条) 信託受益権販売業者の信託受益権販売業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、(1) 信託受益権販売業者、(2) 信託受益権販売業者と取引する者に対して、 (a) 信託受益権販売業者の業務・財産に関して参考となる資料の提出、または (b) 信託受益権販売業者の営業所・その他の施設・信託会社を子会社とする持株会社の営業所もしくは事務所に立ち入らせ、これらの業務・財産の状況に関して質問させ、もしくは帳簿書類・その他の物権を検査させる</p> <p>業務改善命令 (101 条) 信託受益権販売業者の業務の状況に照らして、信託受益権販売業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、信託受益権販売業者に対し、次の措置を命じることができる。 (a) 業務方法書の変更 (b) 財産の供託 (c) その他業務の運営・財産の状況の改善に必要な措置</p> <p>監督上の処分 (102 条) 信託受益権販売業者の(1)登録を取り消し、または(2)6 ヶ月以内の期間を定めて義務の全部もしくは一部の停止を命じることができる。</p>
----------------------	--

これらの説明義務や行為準則の違反に対しては罰則規定が設けられている。

信 託 業	業務停止命令違反	2 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、または併科
	信託引受時の禁止行為 (24 条) をした者 信託財産の行為準則の禁止行為 (29 条 2 項) をした者 立入検査の際、次の行為をした者 ・ 報告もしくは資料の提出をしない ・ 虚偽の報告、資料の提出をする ・ 職員の質問に答弁しない、虚偽の答弁をする ・ 検査拒否、妨害・忌避	1 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、または併科
	業務改善命令違反	役員・精算人に対して、100 万円以下の罰金
信託代理業	業務停止命令違反	2 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、または併科
	信託引受時の禁止行為 (76 条) をした者 立入検査の際、次の行為をした者 ・ 報告もしくは資料の提出をしない ・ 虚偽の報告、資料の提出をする ・ 職員の質問に答弁しない、虚偽の答弁をする ・ 検査拒否、妨害・忌避	1 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、または併科
	業務改善命令違反	信託契約代理店に対して、100 万円以下の罰金 ^(注)
信託受益権 販売業	業務停止命令違反	2 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、または併科
	信託引受時の禁止行為 (96 条) をした者 立入検査の際、次の行為をした者 ・ 報告もしくは資料の提出をしない ・ 虚偽の報告、資料の提出をする ・ 職員の質問に答弁しない、虚偽の答弁をする ・ 検査拒否、妨害・忌避	1 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、または併科
	業務改善命令違反	信託受益権販売業者に対して、100 万円以下の罰金 ^(注)

(注) 新契約代理店が・信託受益権販売業者が法人であるときは、その役員もしくは精算人

委託者、受益者及び第三者の利益を損なわない公正な取引を確保するために、説明義務及び行為規制の内容を熟知し、法に従い信託業務を遂行することがますます求められることに留意しておく必要がある。

Q 3 . 知的財産権が受託できるようになることでどのような影響が考えられるか。

第一に、信託会社を設立し、グループ会社が保有する特許権を一元的に管理することが可能となる（グループ企業内の信託は届出のみで免許・登録の必要はない）。

第二に、知的財産権の証券化が活発になり、新たな資金調達手段となることが考えられる。知的財産権の信託が認められると、委託者である企業が知的財産権の信託契約を信託会社と締結し、信託会社は信託受益権を投資家に直接販売することができる。

例えば、当局への届出などが必要な資産流動化法のSPC（特定目的会社）方式による知的財産権の証券化よりも、信託を利用した場合の方がコストの削減とスキームの簡素化を達成できると言われている。